

国民年金保険料の追納をお勧めします !!

国民年金保険料の免除・納付猶予や学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納付した場合と比べて将来受け取る年金額が低額となります。

しかし、免除などの承認を受けた期間の保険料については、後から納付(追納)することにより、老齢基礎年金の年金額を増やしたり、社会保険料控除により所得税・住民税が軽減されますので、ぜひ、追納を行っていただくことをお勧めします。

▼追納に関する注意事項

- ①追納ができるのは追納が承認された月の前10年以内の免除等期間に限られています。
- ②令和5年4月分の納付は令和15年4月末まで
- ③保険料の免除もしくは納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされますので、お早めの追納をお願いします。(令和3年度・令和4年度分保険料には加算額はありません)
- ④老齢基礎年金を受給することができない方は、追納できません。

追納すると税金が戻る場合があります。また、年金額が増えます。

●課税所得金額が約300万円の場合
所得税・住民税が最大約8万円軽減されます。

※所得税率10%、復興特別所得税を所得税額の2.1%、住民税を10%として計算

注1 追納保険料は社会保険料控除の対象となりますので、確定申告または年末調整の手続きが必要ですが、注2 所得などにより、軽減されない場合があります。

このほか、生涯にわたり年金額も増えます。(納付猶予期間・年約4万円、全額免除期間・年約2万円)

追納保険料額の年間合計 約40万円の場合(2年分)

追納保険料は 実質約32万円

	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
平成25年度の月分	15,220円	11,420円	7,610円	3,810円
平成26年度の月分	15,370円	11,530円	7,680円	3,840円
平成27年度の月分	15,700円	11,770円	7,840円	3,930円
平成28年度の月分	16,360円	12,260円	8,180円	4,080円
平成29年度の月分	16,570円	12,430円	8,280円	4,140円
平成30年度の月分	16,410円	12,300円	8,200円	4,100円
令和元年度の月分	16,460円	12,350円	8,220円	4,110円
令和2年度の月分	16,570円	12,420円	8,290円	4,140円
令和3年度の月分	16,610円※	12,460円※	8,300円※	4,150円※
令和4年度の月分	16,590円※	12,440円※	8,290円※	4,150円※

※追納加算額はありませぬ

▼問い合わせ先

・土浦年金事務所 国民年金課
(土浦市下高津2-7-29)
☎029-825-1170

・茨城県母子寡婦福祉連合会
☎68-2211(内線176)

自動音声に従って【2】のあとに【2】を押しください。

保険年金課 医療年金係

▼令和5年度中に追納していただく際の追納保険料額

ひとり親家庭で小学校新入学児童に対する入学祝品贈呈のお知らせ

茨城県母子寡婦福祉連合会から、令和6年4月に小学校に入学するひとり親家庭(母子家庭・父子家庭)のお子さんに、入学祝品(学用品)を贈呈します。該当児童のいるひとり親家庭で祝品を希望される保護者の方は、役場子育て支援課まで、申請してください



- 【申請に必要な情報】
- ①住所
 - ②児童氏名
 - ③生年月日
 - ④保護者名
 - ⑤連絡先
- 【申請締切日】 令和5年12月20日(水)
- 【申請先】 利根町役場 子育て支援課 子ども福祉係
☎68-2211(内線142)
- 【問い合わせ先】 茨城県母子寡婦福祉連合会
☎029-221-7505

利根町ふれ愛タクシーをご利用ください

年末年始の「ふれ愛タクシー」運休について
令和5年12月29日(金)から令和6年1月3日(水)までの間、運休とさせていただきます。また、新年は1月4日(木)より通常運行いたします。なお、1月4日(木)の「1便」の予約につきましては、前営業日の17時までとなりますので、12月28日(木)の17時までにお申し込みください。

●運行区域・利用料金

●運行日 月～金曜日(ただし、祝日・年末年始は運休)

●運行開始時間と予約締切時間
※到着時間の指定はできませんので、余裕を持った時間でご予約下さい。

●運行開始時間(※役場を出発する時間)

運行開始時間	予約締切時間
(1号車)	前運行日17時まで
(2号車)	
(3号車)	利用日の7日前から左記運行開始時間のそれぞれ30分前まで
8:00	
9:30	
11:00	
12:00	
13:30	
15:00	
16:30	

●予約の方法
ふれ愛タクシー予約センターに電話して日にちと時間、乗降場所を予約してください。(必ず予約締切時間までにご連絡ください。)

●利用登録の方法
はじめてご利用になる方は、利用者の登録が必要です。登録の際は、申請書を役場政策企画課までご提出ください。(申請書は、町ホームページからダウンロードするか、政策企画課で配布しています。) また、パソコン又はスマートフォンから利用登録をすることもできます。

特別な事情により、上記による登録ができない場合には、下記「ふれ愛タクシー予約センター」への電話での利用登録も受け付けています。(登録後、実際に利用する際は、お電話でその都度予約していただくようになります。) ご利用方法などご不明な点についても、予約センターまでお気軽にお問い合わせください。

※特例地域…龍ヶ崎市の一部(南が丘・羽黒町の一部・北方町の一部・豊田町の一部・大徳町の一部・宮淵町の一部) 河内町の一部(生板の一部) 菊地整形外科・菊地歯科・ひかりの森内科クリニックへ行くこともできます。

●予約の方法
ふれ愛タクシー予約センターに電話して日にちと時間、乗降場所を予約してください。(必ず予約締切時間までにご連絡ください。)

●利用登録の方法
はじめてご利用になる方は、利用者の登録が必要です。登録の際は、申請書を役場政策企画課までご提出ください。(申請書は、町ホームページからダウンロードするか、政策企画課で配布しています。) また、パソコン又はスマートフォンから利用登録をすることもできます。

→ (いばらき電子申請届出サービス)

ふれ愛タクシー予約センター
☎0297-61-7080 受付時間 午前8時30分～午後5時(運行日のみ受付)